

わたしたちは「環境保護印刷」を通じてサステナブルな社会の実現に取り組みます

## 『デジタル印刷』認証制度を制定 新たなビジネスステージへアップします

わたしたち環境保護印刷推進協議会は創立以来、オフセット印刷の工程から「澄んだ空気」と「きれいな水」に貢献していこうというコンセプトで、《Non-VOC》《Non-DRAIN》による環境対応に取り組んできました。

このたび、当会では環境ニーズの社会的変化や印刷技術のデジタル革新を受け、新たな認証制度として『デジタル印刷』認証制度を制定いたしました。

このたび、当会ではこれまでの『オフセット印刷バージョン』に、『デジタル印刷』認証制度の新バージョンが付帯サービスとして加わりました。正会員・准会員における環境貢献のレベルは一段と向上いたします。生産性の向上やマーケティング戦略の展開を通じて、印刷ビジネスにはかり知れない付加価値がもたらされることになるでしょう。

### 大きな付加価値が得られる付帯サービス

#### 1. 制定の意義

デジタル印刷方式は、

- ①ヤレ紙、ムダ紙の発生の防止
- ②消費エネルギー(電力量)の低減
- ③配送の効率化(オンデマンド納品)
- ④印刷物の資材や印刷製品の在庫スペースの縮減
- ⑤仕分け作業、取扱量の最小化
- ⑥廃棄物の削減

等等、さまざまな観点で環境保護に貢献している。

このようなデジタル印刷がもつ環境貢献の利点を、顧客に提案することにより、オフセット印刷とは異なる市場分野で、受注拡大の機会が得られる。デジタル印刷システムは、環境対応をキーワードとする営業ツールとしてきわめて有効であり、マーケティングおよび生産の両面から《環境経営》の実現を促進する。

#### 2. デジタル印刷システムの定義

デジタル印刷システムとは、「印刷会社が製作する印刷製品の生産利用に耐え得るプロ仕様の無版式印刷機器」で、かつ、生産設備として機械設計されているものをいう。原則として枚葉式;印刷用紙サイズ A3 判トンボ入り可能、長巻式;用紙幅300<sup>mm</sup>以上のロール原反搭載可能な機器(ラージフォーマットタイプを含む)に限定する。

印刷(出力)方法については、電子写真方式、インクジェット方式(溶剤系インキの利用は不可)のいずれであるかを問わないが、

- ①オフィス用
- ②名刺・ハガキ印刷用

③シール・ラベル用

④宛名印字用

に専用設計した機器は除くこととする。

### 3. 認証登録の条件

オフセット印刷バージョンの認証を取得し、かつデジタル印刷システムを生産設備として併用している「正会員」企業(グループ会社、関連子会社、別工場等、本社と営業責任を同じくする企業を含む)、およびデジタル印刷システムを独自に保有している「准会員」企業が、「デジタル印刷」の認証を申請することができる。デジタル印刷の生産設備をもっていない「准会員」も、「正会員」にデジタル印刷製品の生産を委託することを条件に、申請可能とする。

その際、メーカー/ベンダー(協賛会員)との間で、継続した保守点検契約を交わしておく必要がある。また、消耗材料(トナーおよびインクのカートリッジ)の回収・再利用に関して、一定のリサイクル対応条件をクリアしていかなければならない。

## 環境保護印刷推進協議会

<http://www.e3pa.com>

<事務局>

東京都中央区新富 1-16-8 (株)日本印刷新聞社内

メールでのお問い合わせ [info@e3pa.com](mailto:info@e3pa.com)

電話でのお問い合わせ 03-3553-5681

FAX でのお問い合わせ 03-3553-5684